

質 問

平成18年の「新地方公会計制度研究会報告書」、
 「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための
 指針の策定について（以下「指針」という。）」の
 趣旨を踏まえ、財務書類（貸借対照表、行政コスト
 計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の整
 備を行いました。これらの資料の今後の活用方法
 やその他の留意点について教えてください。

回 答

地方公共団体においては、住民等に対するより一
 層の情報開示の必要性や国からの要請を受けて、財
 務書類の整備を進めており、府内市町村では、平成
 21年度末現在で29団体がその整備を済ませたところ
 です。

財務書類の整備に当たっては、保有する資産の把
 握など相当の労力を費やしたことと思いますが、整
 備することが目的でなく、あくまでもその資料を有
 効に活用していくことが重要です。

そこで、国の地方公会計の整備促進に関するワー
 キンググループがまとめた「地方公共団体における
 財務書類の活用と公表について（以下「財務書類の
 活用と公表について」という。）」を参考としながら、
 財務書類の活用方法やその際の留意点について簡単
 に説明していきます。

1. 財務書類の整備の目的と活用

「財務書類の活用と公表について」では、財務書
 類の整備の目的を次の二点にまとめています。

- A 説明責任の履行
- B 財政の効率化・適正化

これらは指針の「資産・債務に関する情報開示と
 適正な管理」を言い換えたものと言うことができま
 す。これらの目的を踏まえ、活用の視点を次の二

点に区分しています。

- ア 分析とわかりやすい公表
 - イ 内部管理（マネジメント）への活用
- アは目的Aと、イは目的A及びBに繋がるものにな
 ります。これ以降、この区分に沿って説明します。

2. 分析について

財務書類の分析に当たっては、地方公共団体の財
 務状況をいかなる視点で分析するかが重要です。地
 方公共団体が、その財務状況に関する説明責任を十
 分に履行するために活用するのであれば、広く住民、
 議会、地方債への投資家、マスメディア等の視点か
 らの分析が必要となりますし、財政の効率化、適正
 化のために活用するのであれば、首長をはじめとす
 る幹部職員やその他の職員の視点からの分析が必要
 となります。

そのうち、住民からの視点での分析を例に挙げて
 その考え方を整理してみます。

まず、納税者であり行政サービスの受益者である
 住民の関心事項は、「将来にわたって安定的に行政サ
 ービスを受けることができるか、それを可能にする
 財政状況か」という点にあるといえます。そのよう
 な住民にとって有用な情報を示すことができるかが
 重要であり、住民のニーズ等を踏まえて分析の視点
 を整理することが必要です。

この場合では、

- ・将来世代に残る資産はどのくらいあるのか
 （資産形成度）……………①
- ・将来世代と現世代の負担の分担は適切か
 （世代間公平性）……………②
- ・財政に持続可能性があるか
 （持続可能性（健全度））……………③
- ・行政サービスは効率的に提供されているか
 （効率性）……………④
- ・資産形成を行う余裕はどのくらいあるのか

(弾力性) ……………⑤

・歳入はどれくらい税金等でまかなわれているのか (自律性) ……………⑥

といった視点が考えられます。

それぞれの視点に対応する指標を以下に整理します。

①資産形成度

住民一人当たり資産額、有形固定資産の行政目的別割合 (行政分野ごとに社会資本がどのように形成されてきたか)、歳入額対資産比率 (これまで形成された資産が歳入の何年分に相当するか)、資産老朽化比率 (耐用年数と比較して取得からどの程度経過しているか)

②世代間公平性

純資産比率 (将来世代と現世代の負担配分の割合)、社会資本等形成の世代間負担比率 (社会資本等形成に係る将来世代の負担の割合)

③持続可能性 (健全度)

負債、住民一人当たり負債額、基礎的財政収支 (プライマリーバランス)

④効率性

住民一人当たり行政コスト、住民一人当たり人件費・物件費、性質別行政コスト、行政目的別行政コスト、行政コスト対公共資産比率 (どれだけの資産でどれだけの行政サービスを提供しているか)

⑤弾力性

経常収支比率

⑥自律性

受益者負担の割合

そして、それらの指標について、何らかの他の測定結果と比較を行うことにより、当該地方公共団体の現状について適切に把握・評価することが可能となります。

比較の手法として、以下のような例が挙げられます。

・経年比較

当期の数値を過年度の数値と比較することで、状況の変化を把握することが出来ます。資産の増減傾向の把握等に適切です。

・類似団体比較

当該団体の類似団体 (人口規模、財政規模等、

比較する指標によって適切な基準を設定する必要があります) の数値と比較します。同等の団体における当該団体の状況を相対的に把握することができます。

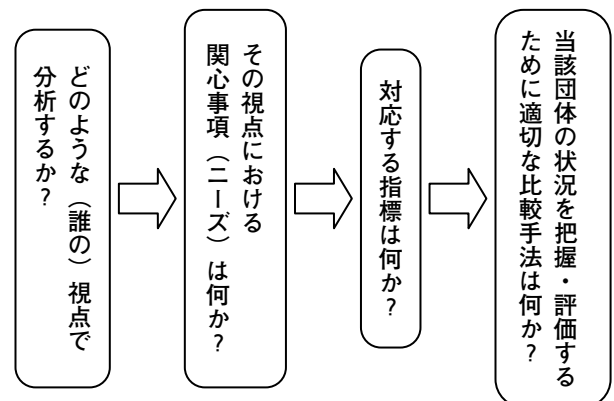
・基準値比較

健全化判断比率の実質公債費比率のように、一定の基準値が定められている数値や、望ましいとされている目標値と当該団体の数値を比較するものです。

・セグメント分析

教育、福祉、環境衛生といった事業ごと又は施設ごとの数値を算出するものです。事業間又は施設間の比較が可能となり、施策の見直し等に有効な手法です。

【分析の流れ】



ここで留意すべき点は、比較した結果を評価する際、当該団体が置かれている状況によって評価が変わるということです。住民一人あたりの資産額の増減を例にすると、資産額の増加は資産の蓄積が進んだという意味で評価できる一方、資産・債務改革の一環として当該団体が資産の圧縮を施策として取組んでいる場合には、むしろ資産額が減少している方が評価できます。

3. 内部管理への活用について

分析を的確に行うことによって、当該団体の状況を把握することが可能となりますが、その結果を実際の財務運営に活かしていくことが重要です。事例も含めて具体例をいくつか説明します。

・財政運営における目標値の設定

財務書類に係る指標を行財政改革の具体的目標値に設定。将来世代の負担が増加傾向であるため、純資産と負債の割合が現在1対1であるのを1.5対1にするという目標を設定した。

・行政評価との連携及び施策見直しのツール

施設の運営について、当該施設の行政コスト計算書に利用状況のデータを加えて利用者一人あたりのコスト等の分析を行い、行政サービスの評価に繋げたり、施設の使用料の改定や統廃合の資料として活用した。

・予算編成への活用

施設の建設にあたり、建設費用のみならずランニングコストも把握するため、施設別の行政コスト計算書を作成し、建設の可否の判断材料とした。

・資産の適正な管理

財務書類の作成に伴い固定資産台帳が整備されることにより、全庁的な資産管理が可能となり、そこに含まれる資産価額、耐用年数、減価償却費、維持・管理費等の情報によって、売却可能資産の把握、施設更新の見通し及び更新必要額の推計を行うことができる。(総務省方式改定モデルを採用している団体では、固定資産管理台帳の整備を段階的に整備していく必要があるが、各団体の状況に応じ、どのような情報を盛り込むかを検討しながら進めていくことが望まれる。) また、貸借対照表において「貸倒引当金」や「回収不能見込額」が示されることにより、債権回収の目標の設定に活かすことが可能となる。

・職員の意識改革

財政の効率化に向けて、行政サービスの費用対効果の検証や、他団体との比較などによって課題を把握することが可能となる。

これらの他にも、財務書類が財務状況をわかりやすく示すものであるため、市場公募債の発行団体においてはIR資料として活用したり、議会に対する説明資料としての活用が考えられます。

4. 公表について

財務書類の公表については、住民への情報開示を一層進める観点から、必要な説明や分析を加えたわかりやすい公表に配慮することが求められています。住民に対する公表にあたっては、以下の点に留意する必要があります。

- ・相手方が会計に関する知識を有しているとは限らないため、財務書類上の主要な数値や用語の説明が必要。さらに、主要な数値については過年度との比較によって傾向を把握できるようにすることが重要。
- ・「2 分析について」で述べたように、関心事項(ニーズ)に基づいた情報の提供に努めること。
- ・「要約された財務書類」の様式を用いることにより、簡潔な公表が可能となる。

ここで注意したいのは、「2 分析について」の最後で述べたように、同一の数値であっても、当該団体が置かれている状況によって評価が変わることがあるということです。

そのため、数値の説明にあたっては、当該団体の現状を踏まえ、その数値がどのようになることが当該団体にとって望ましいのか、という点を住民が理解できるように配慮することが望まれます。

また、公表の時期については、決算及び健全化判断比率が9月議会以降の議会に提出されていることを踏まえ、概ね8月末までの作成・9月議会終了時までの公表が望ましいものの、人的・時間的制約を考慮すると、

- ・財務書類4表の公表を9月議会終了時までに行い、分析・説明等を加えたものを後日改めて公表する
 - ・普通4表を9月議会終了時まで公表し、連結4表を後日公表する
- といった手法が考えられます。

5. 最後に

「財務書類の活用と公表について」は、過去の事例も多く取り入れられており、実際に財務書類を作成したものの、財政運営にどのように役立てていく

のか悩んでいる地方公共団体にとって参考になる内容となっています。

財務書類の整備にあたっては、固定資産管理台帳の整備や連結財務書類の作成等、全庁的な協力が不可欠です。しかし、実際に作業を行った団体からは、決算や健全化判断比率と異なり、法的に作成・公表が義務付けられているわけではないため、作成する目的・趣旨が明確でないと庁内の協力を得られにくいという指摘があります。今後、より一層円滑な作業を進めるためにも、今回示された内容を参考に、財務書類の活用と公表のあり方について各団体で検討することが望まれます。

(大阪府総務部市町村課財政グループ)